（危害予防規程に係る特例）

第三十九条の二十三　認定高度保安実施者は、危害予防規程を定め、又は変更したときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該危害予防規程を保存し、都道府県知事から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第三十九条の二十四　認定高度保安実施者（第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、同条第四項の規定による保安係員の選任については、同項の規定にかかわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

2　認定高度保安実施者は、第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項の規定による保安統括者、保安技術管理者若しくは保安係員の選任又はその解任については、同条第五項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第三十九条の二十五　認定高度保安実施者（第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）は、同条第一項の規定による保安主任者の選任については、同項の規定にかかわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

2　認定高度保安実施者は、第二十七条の三第一項若しくは第二項の規定による保安主任者若しくは保安企画推進員の選任又はその解任については、同条第三項において準用する第二十七条の二第六項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（冷凍保安責任者に係る特例）

第三十九条の二十六　認定高度保安実施者（第二十七条の四第一項第一号に掲げる者に限る。）は、同項の規定による冷凍保安責任者の選任又はその解任については、同条第二項において準用する第二十七条の二第五項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第三十九条の二十七　認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を受けることを要しない。この場合においては、当該特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて、経済産業省令で定めるところにより、自ら保安検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

2　第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

第四十九条の四の次に次の一条を加える。

（自動車の装置内の容器等であつたものの取扱い）

第四十九条の四の二　第三条第一項第五号に規定する装置（以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。）内の容器及びその附属品（経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。）であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、第四十九条の二第一項並びに第五十四条第二項後段の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

一　容器検査　第四十五条第一項の刻印

二　容器再検査　第四十九条第三項の刻印

三　附属品検査　第四十九条の三第一項の刻印

四　附属品再検査　前条第三項の刻印

第五十六条第一項及び第二項中「充てんする」を「充塡する」に改め、同条第四項中「附属品が」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項及び第三項の規定は自動車の装置内の容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち第四十九条の四の二に規定する表示がされていないものについて、前項の規定は自動車の装置内の容器の附属品であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち当該表示がされていないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条の三十四中「、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定」を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定」に、「、第三十九条の七第一項、同条第三項」を「、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十六第一項」に改める。

第五十八条の三十五中「、同条第三項」を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」に改める。

第五十九条中「、同条第三項」を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」に、「から第五十八条の二十四まで、」を「の見出し、第五十八条の二十三、第五十八条の二十四、」に、「」とあるのは「検査組織等調査」を「の」とあるのは「検査組織等調査の」と、第五十八条の二十一、第五十八条の二十二及び第五十八条の三十中「完成検査を」とあるのは「検査組織等調査を」に改める。

第五十九条の九第六号中「第六十二条の二第一項の認定検査機関」を「第五十五条第一項の国内登録検査機関」に改める。

第五十九条の二十八第一項第三号中「第二十七条の二第七項」の下に「（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号の二中「第四十九条の八第一項（第四十九条の九第二項又は」を「第三十九条の十六第一項（第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の八第一項（第四十九条の九第二項及び」に、「第五十六条の六の六第二項又は」を「第五十六条の六の六第二項及び」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

（調査の要請）

第六十条の二　経済産業大臣は、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第七十三条第一項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を削り、第八号を第二号とし、第九号を第三号とし、第十号を第四号とし、第十一号から第十四号までを削り、第十五号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者